

Ⅲ 調査の仕様

1 調査の目的

本調査は農林業に関する基礎データを作成し、農林行政に係る諸施策及び農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

2 調査の対象

後述「5 用語の解説」のうち、「農林業経営体」に該当するすべてを対象とした。

3 調査期日

平成27年2月1日現在で実施した。

4 調査方法

農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査（状況に応じて調査員が報告者の報告を補助することを妨げない。）により実施した。

5 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| ①露地野菜作付面積 | 15 a |
| ②施設野菜栽培面積 | 350 m ² |
| ③果樹栽培面積 | 10 a |
| ④露地花き栽培面積 | 10 a |
| ⑤施設花き栽培面積 | 250 m ² |
| ⑥搾乳牛飼養頭数 | 1 頭 |
| ⑦肥育牛飼養頭数 | 1 頭 |
| ⑧豚飼養頭数 | 15 頭 |
| ⑨採卵鶏飼養羽数 | 150 羽 |
| ⑩ブロイラー年間出荷羽数 | 1,000 羽 |
| ⑪その他 | 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 |

(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」又は「森林施業計画」を策定している者若しくは調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限

	る。)
	(4) 農作業の受託の事業
	(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200 m ³ 以上の素材を生産した者に限る。）
農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち（1）、（2）又は（4）のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
林業経営体	「農林業経営体」の規定のうち（3）又は（5）のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
家族経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。
組織経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行わない者（家族経営でない経営体）をいう。

（2）組織形態別

法人化している （法人経営体）	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会社	以下に該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社または合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	以下に該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組

	合の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第 3 セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
地方公共団体 ・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

（3）土地

経営耕地	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。
保有山林	世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地（借入林）を加えたものをいう。

（4）農家等

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満であっても、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいう。
販売農家	経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が 30 a 未満で、かつ、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。

土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5 a以上所有している世帯をいう。
---------	--------------------------------------

(5) 主副業別

主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
------	--

準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
-------	--

副業的農家	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。
-------	--

農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。
-------	-------------------------------

(6) 専兼業別

専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。
------	--------------------------

兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
------	--------------------------

兼業従事者	調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者をいう。
-------	--

第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
---------	-------------------

第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
---------	-------------------

生産年齢人口	15～64歳の者をいう。
--------	--------------

(7) 経営者・後継者等

経営者	農業経営に責任を持つ者をいい、日常の管理運営全般を主宰する者をいう。
-----	------------------------------------

経営方針の決定 参画者（経営者 を除く。）	経営者以外で、調査期日前1年間に自営農業に関する以下のいずれかの決定に参画した世帯員をいう。 生産品目や飼養する畜種の選定・規模、出荷先、資金調達、機械・施設などへの投資、農地借入、農作業受託（請負）、雇用及びその管理
-----------------------------	--

農業後継者	15歳以上の世帯員で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう。（予定者を含む。）
-------	--

(8) 農業従事者

農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
-------	--------------------------------------

(9) 農業就業人口

農業就業人口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。
--------	---

(10) 基幹的農業従事者

基幹的農業従事者	農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
----------	--

(11) 素材生産量

素材生産量	素材とは「丸太」のことをさし、原木ともいう。 一般的には立方メートル（m ³ ）の単位で表示される。 なお、立木買いによる素材生産（立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう。）量を含む。
-------	---

IV 利用上の注意

1 数値について

- (1) この結果概要の数値は、確定値でなく概数値である。
- (2) 数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- (3) 表中の符号は次のとおり。
 - 「－」は、調査は行ったが事実のないもの。
 - 「△」は、減少を示す。
 - 「0」は、単位未満のもの。
 - 「X」は、調査客体の秘密保護のため統計数値を公表しないもの。

2 その他

不明な点等は、下記に照会願います。
千葉県総合企画部統計課 労働力・学事・農林班
電話043-223-2220